

鳥取市における「一日公正取引委員会」の開催について

令和4年9月21日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き、独占禁止法、下請法等の運用や相談対応を行っているほか、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、一日公正取引委員会を開催しています。

中国支所管内では、今年度、鳥取県鳥取市において「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日 時 令和4年10月13日（木）10：00～16：00

2 場 所 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）
鳥取市扇町21番地

3 内 容（別紙参照）

- (1) 下請法基礎講習会等
- (2) 発注機関向け官製談合防止法（入札談合等関与行為防止法）説明会
- (3) 消費者セミナー（景品表示法）
- (4) 相談コーナー（独占禁止法及び下請法）
- (5) 展示コーナー（パンフレット類の配布）

※ 上記(1)及び(3)のイベントは、どなたでも参加できます（無料、申込先着順）。

(1)については、公正取引委員会ウェブページ内の申込フォームから、(3)については、下記問い合わせ先からそれぞれお申込みください。

上記(4)を除き、カメラ撮影及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の場合には、令和4年10月12日（水）17時までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所	総務課
	電話	082-228-1501（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html	